（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

１　東川町の現状

（１）東川町の災害リスク

【概要】

東川町は、東経 142 度 22 分、北緯 43 度 47 分に位置し、北海道のほぼ中央にある人口約 8,600 人の町です。

地形的には主要河川に囲まれており、河川の上流部には「天人峡温泉」や「羽衣の滝」などの山岳観光資源があることが特徴です。

一方で、連続的な台風や異常気象による記録的豪雨の影響で、急流河川に近接する道路が決壊するなどの水害が発生した場合には、観光客や宿泊客が被災地に孤立し、人命に関わる甚大な被害を引き起こす危険性がある地形となっています。

≪経緯度および面積≫

	方位	経度	緯度	面積
位置	最東端 最西端 最南端 最北端	142°　54′ 142°　28′	 43°　36′ 43°　45′	247.06 ㎢
広さ	東西 南北	36.1 ㎞ 8.2 ㎞		

【地勢】

大雪山国立公園の雄大な自然の麓に広がる東川町は、面積の約 7 割を森林が占めています。南に忠別川、北に倉沼川が流れ、これら二つの河川によって形成された扇状地が南西部に広がっています。東部は山岳地帯であり、日本最大の山岳公園「大雪山国立公園」の一部を含みます。この地域には北海道の最高峰「旭岳」があり、豊富な森林資源と優れた自然景観は観光資源として高く評価されています。

町内には、1 級河川として忠別川、倉沼川、幌倉沼川、ポン倉沼川、サルン倉沼川の 5 河川があり、その上流には普通河川が 26 河川存在します。これらの河川の総延長は 145.0 ㎞に達し、忠別川と牛朱別川を経て石狩川に合流します。このため、東川町は石狩川水系の重要な水源地域となっています。また、町の東部には、美瑛町や東神楽町とまたがる多目的ダム「忠別ダム」があります。

一方、西部地域は平坦な地形で土壌にも恵まれており、居住区域や耕地として利用されています。約 30,000ha の面積を活用し、北海道の穀倉地帯として高品質な農産物を生産しています。特に、「ゆめぴりかコンテスト」で最高金賞を受賞した東川米や高原野菜が高い評価を得ています。

【地質】

平坦部は、整然と区画形成された水田地帯が広がり、東部の山麓は畑地帯となっています。土壌は、忠別川や倉沼川およびその支流に由来する沖積土壌が大部分を占めています。また、表層には礫を含む埴土壌があり、農地に適した性質を持っています。

【気象】

東川町は、上川総合振興局管内のほぼ中央に位置する内陸盆地で、大陸性気候の影響を受けています。このため、夏は暑く冬は寒い気候で、寒暖差が大きいのが特徴です。風は全般的に強くはありませんが、南風が多く吹く地形となっています。年間の平均気温は約 6.8 度で、月別の平均気温が 15 度を超えるのは 6 月から 9 月までの短い期間に限られます。

年間降水量は平均で約 1031.1 ㎜と比較的少なく、湿度も低めです。初雪は通常 10 月下旬以降に観測され、冬期間の降雪量は約 6.1m に達します。それでも、四季を通じて大きな災害が少なく、生活しやすい地域となっています。

【気象概況】≪別準平年値≫

月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年平均
平均気温（℃）	-8.1	-7.3	-2.5	4.8	11.8	16.5	20.3	20.5	15.7	8.8	2.0	-4.9	6.5
降水量（㎜）	37.8	33.2	39.1	44.7	69.5	78.0	139.0	157.9	132.1	95.5	90.3	66.1	983.2
日照時間	63.3	83.8	122.9	150.0	187.0	167.7	159.0	152.4	142.4	116.9	59.8	45.0	1450.1

（出典：旭川気象台資料）

年		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
気温	平均（℃）	6.6	7.5	6.8	6.7	7.2	7.4	7.5	7.9	7.8	8.5
	日最高（℃）	12.1	12.5	11.8	11.7	12.1	12.6	12.4	13.3	12.9	13.6
	日最低（℃）	1.6	2.9	2.2	1.9	2.5	2.5	3.0	2.9	3.0	3.6
降水量（㎜）		992	814	1179	781	1262	870	927	737	939	1035

（出典：東川地域気象観測所資料）

≪洪水：東川町防災ハザードマップ≫

東川町の洪水ハザードマップによると、当商工会が立地する中心市街地では、東川町と東神楽町を二分する忠別川河川敷周辺で最大 3m 未満の浸水が予想されています。一方、中心市街地においては浸水深が 0.5m 未満と比較的低く想定されています。

ただし、この浸水想定は、1000 年に一度発生し得る「想定最大規模降雨」に基づいています。そのため、日頃からハザードマップを確認し、常に安全を確保する意識が必要です。

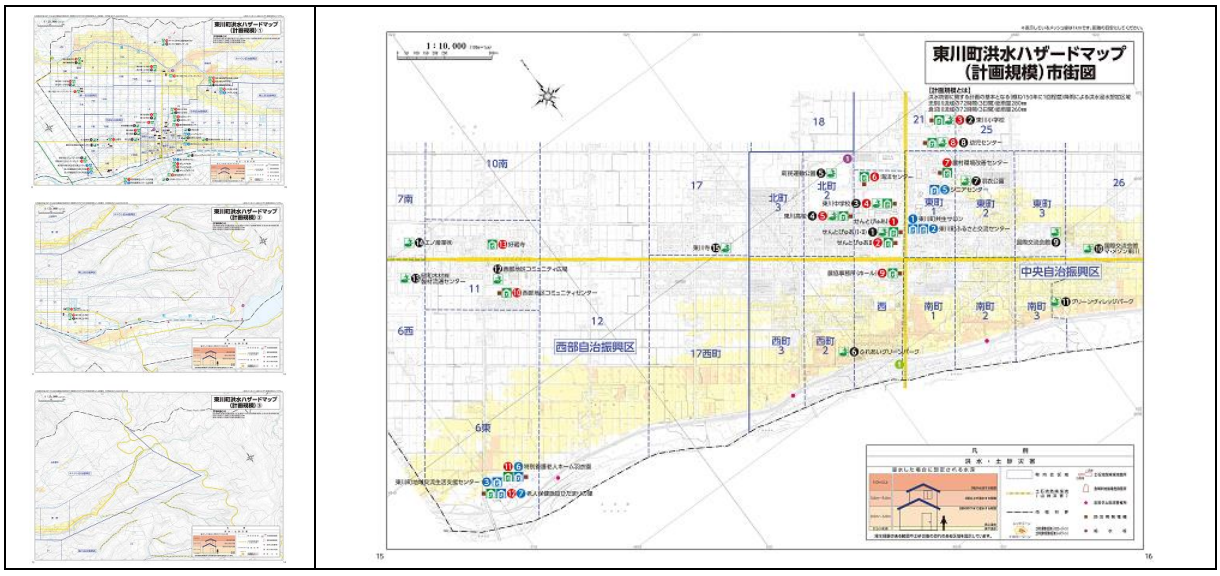

（出典：東川町洪水ハザードマップ）

≪土砂災害≫

東川町内では、急傾斜地における地滑りや河道閉鎖、がけ崩れなどの危険性に注意が必要です。また、降雪時や融雪時には雪崩や河道・導水路内の結氷にも警戒が必要です。これらの対策として、河道や導水路の除雪や結氷の破砕を適切に行い、流下能力を確保することが重要です。

≪地震・火山噴火等ハザードマップ≫

東川町は地震の発生が極めて少ない地域であり、1968 年（昭和 43 年）の十勝沖地震以降、大きな地震災害は発生していません。地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年間に震度 6 弱以上の地震が発生する確率は 3%以下と予測されています。しかし、大規模な地震が全くないとは言い切れないため、万が一に備えた準備が必要です。

火山活動については、約 200 万年前に旭岳が誕生し、大雪山連峰が形成されました。旭岳は現在も活火山として活動を続けており、噴火口付近には強い酸性の水を湛える「姿見の池」が存在します。噴火の可能性は低いとされていますが、旭岳の噴火周期やその影響については明確に把握されていません。

このため、今後の火山活動については、引き続き注意深い監視が必要です。

◆想定される地震とマグニチュード（計測震度）、平均震度

当町において想定される地震	地震規模（震源）	平均震度（役場周辺）	
		計測震度	震度階級
①十勝沖・釧路沖の地震 ※過去の大規模地震で推定した地震震度 （北海道、中央防災会議想定）	M7.7	4.1	震度 4
②沼田・砂川付近の断層帯の地震 （北海道防災会議地震火山対策部会）	M6.9	5.5	震度 6 弱
③全国どこでも起こりうる直下型の地震 （中央防災会議想定）	M6.9	5.6	震度 6 弱

（出典：東川町地域防災計画書）

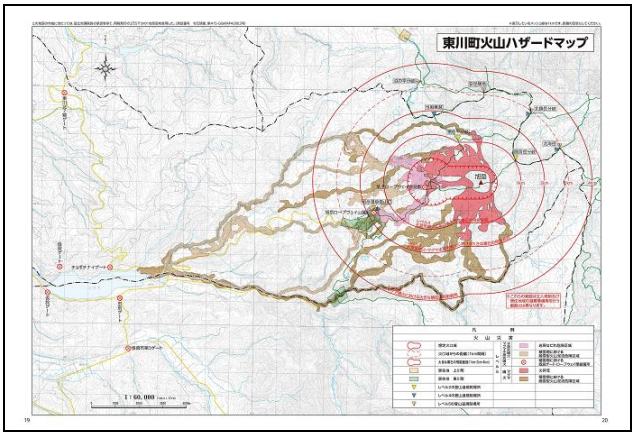

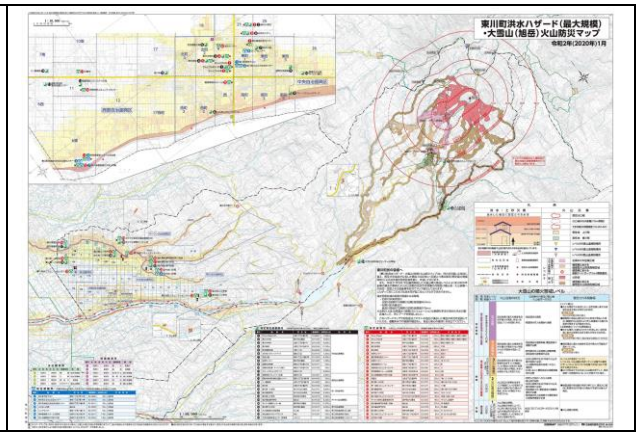

（出典：東川町火山ハザードマップ・大雪山［旭岳］火山防災マップ）

◆地震発生確率地図

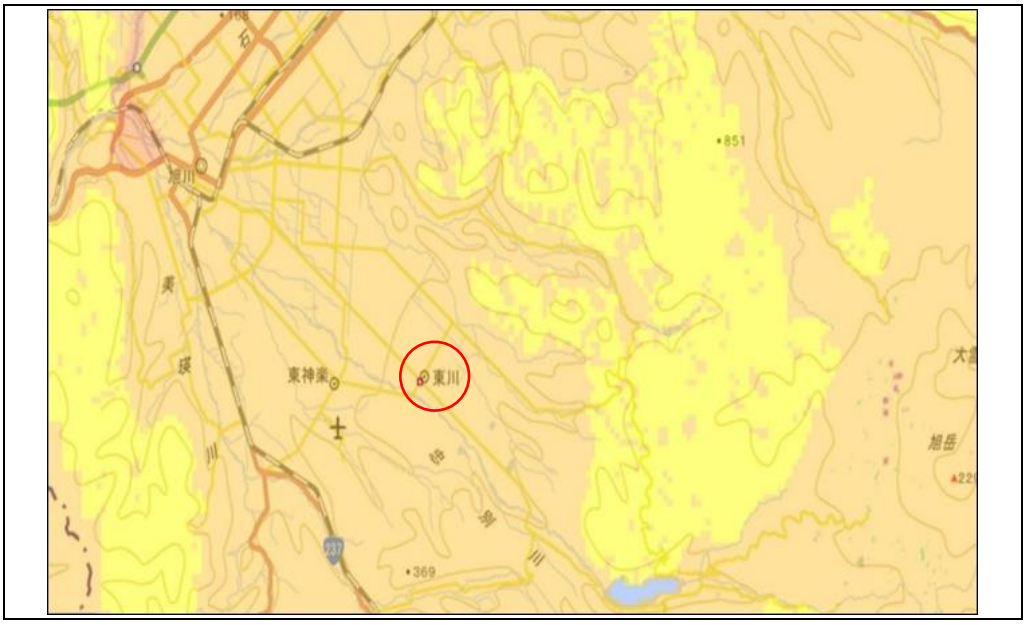

（出典：地震ハザードステーション）

◆大雪山の噴火警戒レベル

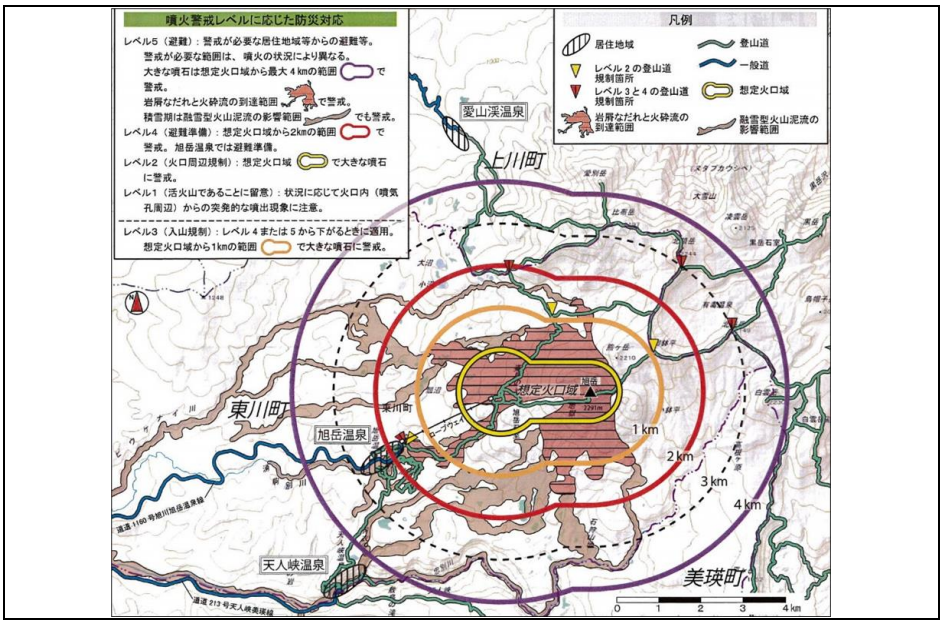

（出典：気象庁）

≪感染症≫

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、過去にも世界的な大流行を繰り返してきました。これまでの事例では、ウイルスが変異することで多くの人々が免疫を持たない新しい型が発生し、大規模な感染拡大を引き起こしています。その結果、社会全体に深刻な健康被害をもたらし、医療体制の逼迫や経済活動の停滞など、多方面にわたる影響が生じています。

特に、新型コロナウイルス感染症の流行時に見られたように、国民の大部分が免疫を持たない状況下では、感染の拡大が抑えられず、甚大な被害が懸念されます。こうした事態を未然に防ぐためには、平時からの予防策や医療体制の整備、正確な情報の発信が重要であると考えられます。

（2）商工業者の状況

・商工業者数　　391 人（独自データ）

・小規模事業者数　201 人（独自データ）

・会員事業者数　　265 人（R06 12 月 10 日現在）

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	42	19	中心・郊外に広く分散している
	製造業	100	45	旭川市と東川の町境に多い
	卸売・小売業	69	48	町内中心地に多い
	飲食・宿泊業	72	28	町内及び旭岳に多い
	サービス業	81	41	町内中心地に多い
	その他業種	27	20	
合計		391	201	

（3）これまでの取組

①東川町の取組

項目	年月	備考
防災会議条例	S37.12.17	直近の改定（H24.9.19）
地域防災計画の策定	S49.	直近の改定（R2.3.24）
防災備蓄計画の策定	R1.8	
防災訓練の実施	R4.10.12	大雪山火山噴火総合防災訓練の実施
	随時	水防・消防・災害通信・避難・非常招集・総合訓練
防災備品の備蓄	-	・非常食（450 食） アルファ米、乾パン、クラッカー、羊羹、飴など ・飲料水（60 箱） ・粉ミルク（10 食） ・離乳食（10 食） ・毛布、簡易トイレ等生活必需品 ・避難所運営用資器材 ポータブルストーブ、発電機等
新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	未定	R7 以降

②東川町商工会の取組

項目	年月	備考
事業継続計画（周知）	随時	ホームページ掲載、広報記事掲載、窓口配付
災害復旧貸付制度の周知	随時	ホームページ掲載（北海道・日本政策金融公庫）
損害保険への加入促進	随時	窓口配付
町防災会議等への出席	随時	事務局長、経営指導員等出席

2　課題

・東川町が策定した地域防災計画では、緊急時の避難方法や災害から身体を保護するための取り組みが漠然としており、災害発生時に具体的な行動指針が示されていません。

・災害発生時における協力体制の重要性は認識されているものの、具体的なマニュアルや体制が確立されておらず、対応の整備が十分ではありません。

・平時および緊急時に防災に関する知識やノウハウを有する人材が不足しており、迅速かつ的確な対応が難しい状況にあります。

・支援計画の考え方や具体的な支援内容について、職員間での情報共有が不十分であり、訓練や教育を通じた浸透が進んでいません。

・地区内の小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分に行われていない状況です。このため、事業者の間では感染症対策に関する理解や取り組みにばらつきが見られ、必要な対応が適切に行われないことが懸念されます。

・事業継続計画（BCP）の策定や実施が進んでいない事業者も多く、感染拡大時には地域経済や事業活動への影響が危惧されます。

3　目標

・地区内の小規模事業者に対して、自然災害や感染症などのリスクを認識させるとともに、事業継続力強化計画の策定が必要であることを周知します。

・発災時の連絡体制を円滑にするため、東川町商工会と東川町の間で被害情報を報告するルートを構築します。

・発災後に速やかに復興支援を実施できるよう、また、域内で感染症が発生した場合に迅速に拡大防止措置を講じられるよう、平時から組織内における体制の整備と関係機関との連携体制を構築します。

①成果目標

業種		商工業者数（独自データ）	小規模事業者数（独自データ）	策定目標（事業継続力強化計画）				
				R07	R08	R09	R10	R11
商工業者	建設業	42	19	1	0	1	0	1
	製造業	100	45	1	1	1	1	1
	卸売・小売業	69	48	1	1	1	1	1
	飲食・宿泊業	72	28	1	1	1	1	1
	サービス業	81	41	1	1	1	1	1
	その他業種	27	20	0	1	0	1	0
合計		391	201	5	5	5	5	5

※策定目標については、東川町商工会における人員体制を考慮したうえで、実行可能と思われる目標数値を記載しています。

②実施目標

項目	目的	目標	
災害への事前対策の必要性周知	地域内小規模事業者への災害リスクに関する認識の定着	セミナーの開催	年１回
協力体制確立マニュアルの整備	東川町商工会と東川町との連携による災害発生時の連絡および対策マニュアル等の整備	町防災会議出席	年２回
関係機関との連携体制の推進	組織内及び関係機関との災害発生時の迅速な支援対策が行える体制の構築・強化	組織委員会開催	年１回
保険・共済に関する助言対応	災害時の保険及び共済等に関する助言を行える東川町商工会経営指導員等の職員の育成	保険会社との勉強会開催	年１回

４　その他

・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年１回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行います。

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

【本計画を策定した背景】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」、および平成 30 年 9 月 6 日の「北海道胆振東部地震」に伴う大規模停電（ブラックアウト）では、物資の調達や輸送、上水道の供給に重大な影響が生じました。特に、全戸地下水を利用する東川町では、飲料水の供給が一時停止し、生命維持に不可欠なライフラインを失うという深刻な課題が浮き彫りとなりました。

これらの経験を踏まえ、大規模災害時に避難所への避難が必要となる場合などに備えるため、「災害対策基本法」、「東川町地域防災計画」、「東川町備蓄計画」に基づき、今後の小規模事業者の防災や災害対応のあり方について基本的な方針を示す「東川町事業継続力強化支援計画」を策定することとしました。

今後は本計画に基づき、小規模事業者が「自助」や「共助」を基本に、平常時から早期の事業継続を推進できるよう支援します。また、事業者・町民・行政・商工会が災害への認識を深め、適切な対策を講じられるよう、体制の強化に取り組んでいきます。

なお、本計画は５年ごとに見直しを行い、新たな課題が生じた場合にはその都度内容を検討・修正し、方向性を明確にしていきます。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5　事業継続力強化支援事業の実施期間

（令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）

6　事業継続力強化支援事業の内容

・東川町と東川町商工会は、それぞれの役割を明確にし、体制を整備します。また、密接に連携しながら、以下の事業を実施し、情報共有を図ります。

東川町	東川町商工会
防災関連に係る情報提供	セミナー・個別相談会等の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	事業継続力強化計画策定支援・ フォローアップ支援の実施
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対応および復旧に係る支援	

（1）事前の対策

・東川町が策定した「地域防災計画書」および「備蓄計画書」を基に、東川町商工会が作成した本計画との整合性を整理・精査します。これにより、災害発生時に混乱を避け、円滑に応急対策などに取り組める体制を整備します。

ア．小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回訪問時に、ハザードマップの見方や災害リスクの軽減策（事業休業への対応、損害保険や共済の加入など）について説明し、災害への意識向上を図ります

・会報、町内広報誌、町ホームページなどを通じて、本計画の公表を行います。また、国が実施する重要施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要・加入方法、事業者の BCP（事業継続計画）への取り組み事例などを積極的に紹介します。

・小規模事業者に対し、実効性のある BCP の策定、効果的な訓練の実施、災害対策の推進に関する指導・助言を行います。

・事業継続力強化の専門家を招いたセミナーを開催し、国や行政の施策、損害保険の紹介を通じて、災害への備えを支援します。

・新型ウイルス感染症は、いつどこで発生するかわからず、感染状況も日々変化するため、事業者には最新で正確な情報を入手し、デマに惑わされず冷静に対応するよう周知します。

・感染症対策については、事業者・職場における「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき、感染症拡大防止策を事業者に周知するとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施します。

・事業者に対して、マスクや消毒液などの一定量の備蓄、オフィス内の換気設備の設置、IT やテレワーク環境の整備に関する情報提供や支援策の案内を行います。

イ．商工会自身が行う事業継続力強化計画の作成

・東川町商工会は、令和 8 年 3 月までに「事業継続計画」を策定予定

ウ．関係団体等との連携・協調

・提携先である「あいおいニッセイ同和損保株式会社」に専門家の派遣を依頼し、地区内の小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーを実施します。また、災害発生時における保険内容や補償内容についての紹介を行います。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいことを踏まえ、リスクファイナンス対策として、生命保険、傷害保険、感染症特約付き休業補償など、各種保険の紹介を行います。

・関係機関に対し、普及啓発ポスターの掲示依頼やセミナーの共催依頼を行い、連携体制を強化します。

エ．フォローアップ

・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年１回実施）

業種		商工業者数（独自データ）	小規模事業者数（独自データ）	策定件数					フォローアップ回数				
				R07	R08	R09	R10	R11	R07	R08	R09	R10	R11
商工業者	建設業	42	19	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
	製造業	100	45	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	卸売・小売業	69	48	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	飲食・宿泊業	72	28	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	サービス業	81	41	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	その他業種	27	20	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
合計		391	201	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

※（仮称）東川町事業継続力強化支援協議会（構成員：東川町商工会役員、東川町担当課、その他）を年１回程度開催し、取組状況の確認や改善点の協議を行います。本計画に記載された事業の実施状況について評価・検討を行い、その結果を HP に掲載することで、地域の小規模事業者が常に閲覧できるようにします。

オ．当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（震度６弱の地震）が発生した場合を想定し、東川町の地域防災計画に基づき、連絡ルートなどの確認を行います。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年１回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	東川町企画総務課・経済振興課

※訓練については、町が実施する防災訓練に積極的に参加します。

カ．発災時における被害報告基準について

・被害認定基準および被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、事前に東川町経済振興課と協議の上、策定します。

（２）発生後の対策

・自然災害等が発生した場合、人命救助を最優先に考え、その後、下記の手順で東川町地域内の被害状況を把握し、関係機関へ迅速に連絡・情報共有を行います。

ア．応急対策の実施可否の確認

・発災後 3 時間以内に携帯電話等を利用して、東川町商工会職員およびその家族の安否確認を行い、報告します。

・東川町商工会職員との連絡および情報共有については、優先順位をつけ、確実に実行できる状況を構築します。優先順位は、①電話、②メール（ショートメッセージ・E メール）、③SNS（LINE・メッセンジャー）とします。

・東川町商工会職員の安否確認後、業務従事の可否や大まかな被害状況などを東川町および東川町商工会で共有します。

・国内感染者が発生した場合、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒や職員の手洗い・うがいなどを徹底します。

・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請を受けて、当会は感染対策を実施します。

イ．応急対策の方針決定

・東川町および東川町商工会の間で、被害状況や被害規模について、東川町企画総務課および経済振興課と情報を共有し、応急対策の実施に向けた役割分担や応急対策スケジュールなどを協議の上、速やかに実施方針を定めます。

※実際の災害時には、職員自身が目視で命の危険を感じる状況の場合、出勤せずに自身の安全を確保し、警報解除後に安全が確認でき次第出勤します。

・職員全員が被災した場合、応急対策が実施できない場合の役割分担について、事前に確認しておきます。

・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に被害情報を共有します。

≪被害規模の目安≫

大規模な被害がある	・当該地域内の 10%程度の事業者にて、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的大規模な被害が発生している。 ・当該地域内の 1%程度の事業所にて、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大規模な被害が発生している。 ・被害地域において、「連絡が取れない」もしくは、「交通網が遮断されている」など、被害状況が確認できない。
被害がある	・当該地域内の 1%程度の事業所において、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」などの被害が発生している。 ・当該地域内の 0.1%程度の事業所において、「床上浸水」や「建物の全壊・半壊」などの被害が発生している。
ほぼ被害はない	・被害に関する情報がない、または目視等による被害が確認できない。

≪**配備態勢**≫

種別	配備の時期	配備要員
出動	・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度６弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき	全職員
警戒	・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度５弱又は５強の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員
準備	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度４の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員

・本計画に基づき、東川町と東川町商工会は、以下の間隔で被害状況等の情報共有を実施します。

発災後～1 週間	1 日に 3 回以上、被害状況の情報を共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回以上、被害状況の情報を共有する。
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回情報を共有する。
1 ヶ月以降	2 日に 1 回情報を共有する。

・感染症流行時には、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど、体制維持に向けた対策を実施します。

（3）発災時における指示命令系統・連絡体制

・自然災害発生時には、東川町地域内の小規模事業者の被害情報を迅速に把握し、報告・指導命令を円滑に行うための仕組みを構築します。

・二次被害を防止するため、被災地域での災害活動に関する確認・決定を行います。

・東川町と東川町商工会は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認し、情報を共有します。

・東川町と東川町商工会が共有した情報等については、北海道の災害情報報告取扱要領で指定された方法で報告するとともに、別途指示があった方法で迅速に報告します。

・感染症が流行した場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、東川町商工会と東川町が共有した情報を、道が指定する方法で東川町商工会または東川町から報告します。

・災害情報等報告取扱要領の報告方法

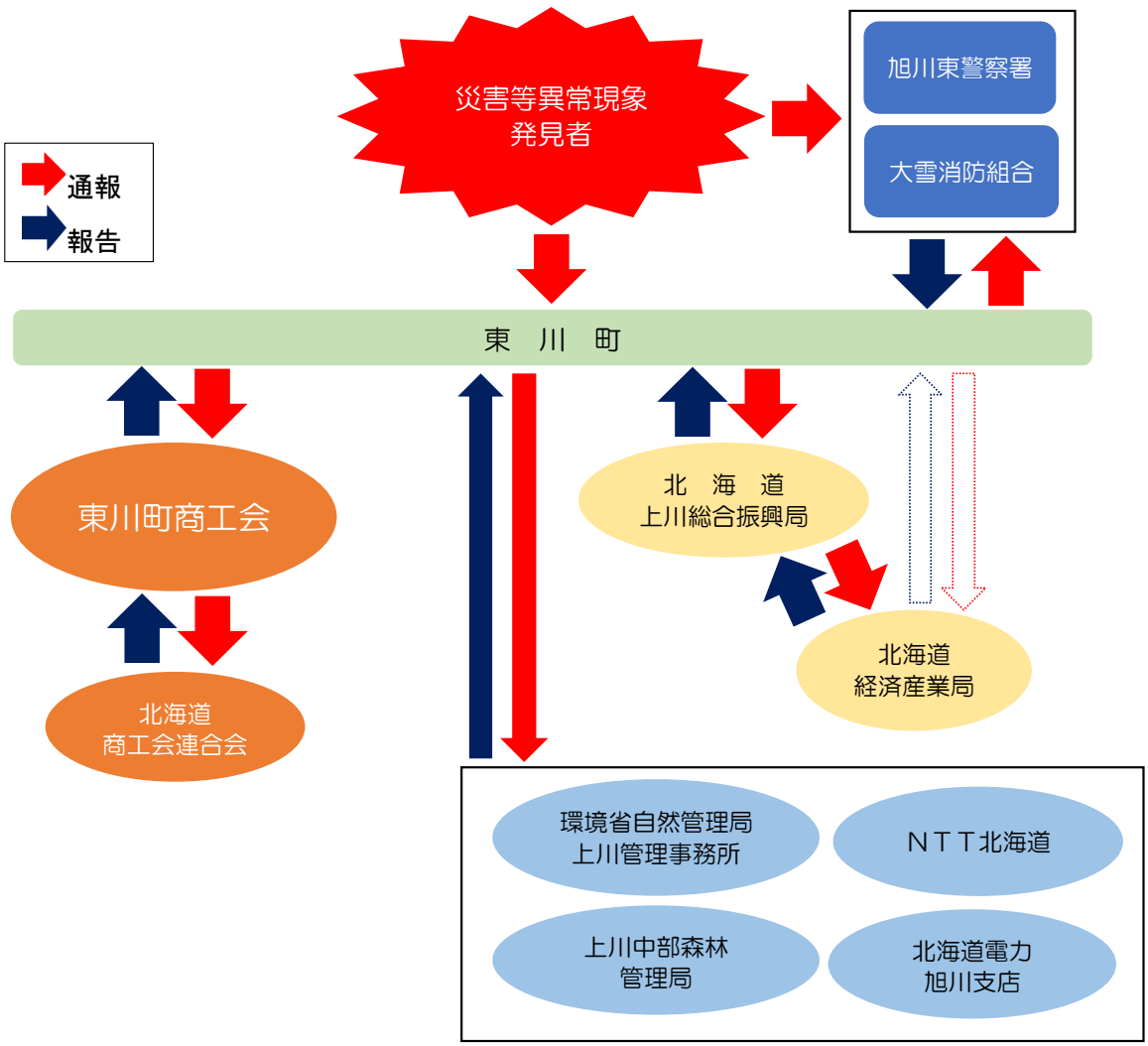

（４）応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

・当地区内の小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ東川町と協議・検討した方法で確認します。

・相談窓口の開設については、東川町と協議・検討し、安全性が確認された場所に設置します。

・被災した小規模事業者を対象とした補助制度等の支援施策について、当地区内の小規模事業者等に周知します。

・応急時に有効な被災事業者向け施策（国や北海道、東川町の施策）について、当地区内の小規模事業者に迅速に周知します。

・損害保険や各種給付金、補助制度等の申請手続きについて支援を行います。

・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象に、支援策や相談窓口の開設等を行います。

（５）地区内小規模事業者に対する復興支援

・東川町の災害対策方針に従い、復旧および復興支援の方針を決定し、被災した小規模事業者に対して迅速に支援を行います。

・被害規模が大きい場合、被災地に在職する職員だけでは対応が困難な場合があります。そのため、他の地域からの応援派遣等について、北海道や北海道商工会連合会に相談・協議のうえ、緊急対応を図ります。

（6）その他

・本計画については、東川町および東川町商工会のホームページ、広報誌、SNS 等を通じて公表し、支援対象となる小規模事業者への防災・減災対策について広く周知します。

・本計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課に報告します。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和６年 12 月 25 日現在）

１　実施体制

東川町商工会の事務局体制は、職員数４名（事務局長１名、経営指導員１名、補助員１名、記帳専任職員１名）で構成されており、少人数で小規模事業者への経営支援を行っています。経営指導員が主体となり、事業を推進しています。

また、経営指導員は法定経営指導員として、事業継続力強化支援計画に支障をきたさないよう、事務局長が先頭となり、適切かつ迅速に事務局の運営管理を徹底します。

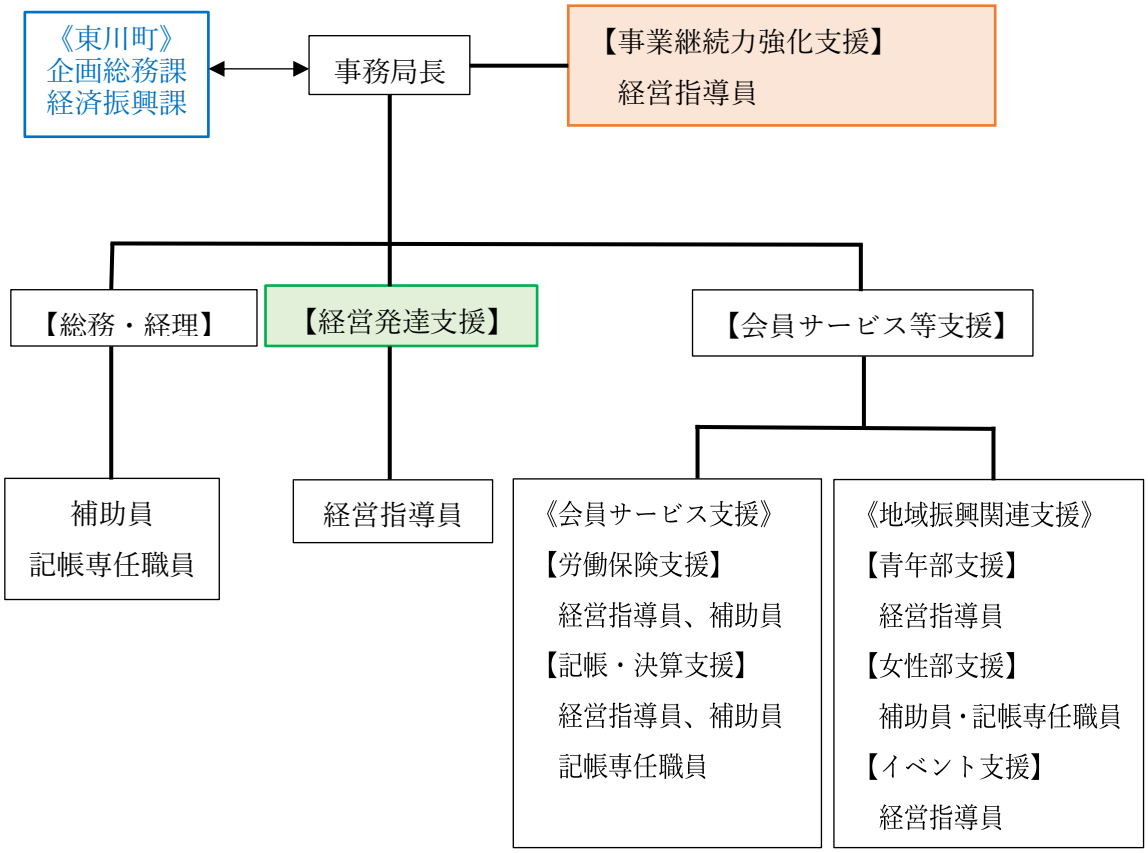

２　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

（１）当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名　：多羽田　陽哉

連絡先；東川町商工会（連絡先は下記３（１）参照）

（２）当該経営指導員による情報の提供及び助言

・事業継続力強化支援事業の円滑な実施を確保するとともに、その実施に関する指導・助言や、実施事業の目標達成に向けた進捗管理を行います。また、事業の評価・見直しを行う際に必要な情報を提供します。

3　商工会、関係市町村連絡先

（1）商工会

東川町商工会

〒071-1423　北海道上川郡東川町東町 1 丁目 1 番 15 号

電話番号：0166-82-2750　FAX：0166-82-2182

E-mail：shokohk@eolas-net.ne.jp

（2）関係市町村

東川町

・企画総務課　総務室

・経済振興課　経済振興室

〒071-1492　北海道上川郡東川町東町 1 丁目 16 番 1 号

電話番号：0166-82-2111　FAX：0166-82-3644

E-mail：syoukoukankou@town.higashikawa.lg.jp

4　その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	90	90	90	90	90
・セミナー開催費	60	60	60	60	60
・パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。